



診療報酬改定に関するご意見・ご要望の募集

※全会員対象【4月17日締切】

今後の診療報酬改定要望案作成のため、皆様からのご意見を募集します。

■ ■ ■ 募集内容 ■ ■ ■

- 令和8年度改定に対する不合理・矛盾点の指摘、解釈に関する疑問
- 令和10年度改定に対する要望

登録用URL：<https://forms.gle/1BpjPJ348Z1rR82c7>

令和8年度診療報酬改定の重要ポイント

(小児麻酔関連)

■ ■ ■ 麻酔・鎮静料体系の再編と「深鎮静」の新設 ■ ■ ■

麻酔の深度や管理体制に応じた評価へと見直しが行われました。

- 「吸入麻酔又は静脈麻酔による鎮静（L001）」の新設
20分未満の短時間の鎮静が対象です。10分未満（120点）と10分以上20分未満（310点）の2段階で評価されます。
- 「吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（L007）」の新設
気道確保（SGA又はETT）を伴わない20分以上の実施が対象です。体制等に応じて2,600点～600点の4区分が設定されました。
※（通則による未熟児・新生児～3歳未満の加算（200～20%）に加え）L007区分のみ3歳以上6歳未満の幼児加算（10%）の適用あり。
- 「閉鎖循環式全身麻酔（L008）」の気道確保法明確化
原則としてSGA又はETTを用いた気道確保を伴うものとされました。

■ ■ ■ 小児における「マスク麻酔」の特例規定 ■ ■ ■

小児麻酔の実情に配慮し、以下の特例が留意事項明記されました。

- 15歳未満の特例：
麻酔科標榜医がSGA/ETTの使用が不適切と判断し、マスク等で20分以上の全身麻酔を行った場合、例外的に「閉鎖循環式全身麻酔（L008）」での算定が可能です。
- 摘要欄記載の必要：
算定時には、医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載する必要があります。

■■■■ 参考資料（厚生労働省） ■■■■

- 医科点数表（告示）：[リンク](#)
- 実施上の留意事項（通知）：[リンク](#)
- 改定の概要（全体版）：[リンク](#) ※全身麻酔については p364-365 を参照。

注意）詳細な算定要件や施設基準については、厚生労働省資料をご確認ください。また、運用の詳細については、各医療機関の医事担当部署にもご確認をお願いいたします。

日本小児麻酔学会が「外保連」に加盟

2026年3月、当学会は外科系学会社会保険委員会連合（外保連）に加盟いたしました。外保連は、合理的な外科系診療報酬体系の構築を目的とする重要な団体です。麻酔関連学会としては、日本麻酔科学会、日本心臓血管麻酔学会、ペインクリニック学会に次いででの加盟となります。

日本小児麻酔学会社会保険委員会

本メールは会員の皆様への情報提供を目的として配信しています。

ご不明な点は[社会保険委員会](#)までお問い合わせください。



一般
社団法人 **日本小児麻酔学会**
The Japanese Society of Pediatric Anesthesiology

安全と安心を、すべての子どもに